

栃木県男女共同参画地域推進員に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、栃木県男女共同参画推進条例（平成14年栃木県条例第58号。）第17条に規定する栃木県男女共同参画地域推進員（以下「推進員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（推進員の役割）

第2条 推進員は、地域において次に掲げる事項を自主的に行うものとする。

- 一 地域における活動に参加し、男女共同参画に関する普及啓発を行うこと。
- 二 女性問題の課題解決のために努めること。
- 三 男女共同参画のための行政施策の推進及びとちぎ男女共同参画センターの事業の実施に協力すること。
- 四 その他男女共同参画の推進に関すること。

（委嘱等）

第3条 推進員は、本人の申込に基づき知事が委嘱し、推進員証（様式1）を交付する。

2 知事は、推進員から辞退の申出があった場合、また、推進員としてふさわしくない行為があった場合には、委嘱を解くものとする。

3 第1項の申込をしようとする者は、栃木県男女共同参画地域推進員申込書（様式2）を居住する市町村を経由し知事に提出するものとする。

4 第2項の辞退の申出をしようとする者は、栃木県男女共同参画地域推進員辞退届（様式3）を居住する市町村を経由し知事に提出するものとする。

（県の役割）

第4条 県は、推進員の役割を円滑に推進するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- 一 推進員に、男女共同参画や女性問題に関する各種情報を提供すること。
- 二 施策の推進に関し推進員の協力を得ること。
- 三 推進員に対する研修を実施すること。
- 四 その他推進員が担う役割に関し必要なこと。

（市町村への協力依頼等）

第5条 県は、第2条に掲げる推進員の役割を踏まえ、市町村に対し、次に掲げる事項について協力を依頼するものとする。

- 一 第3条第3項の申込書及び同条第4項の辞退届の收受及び県への提出
- 二 推進員名簿（様式4）の管理
- 三 推進員に、男女共同参画や女性問題に関する各種情報を提供すること。
- 四 施策の推進に関し推進員の協力を得ること。
- 五 その他推進員が担う役割に関し必要なこと。

（秘密の保持等）

第6条 推進員は、その活動を通じて知り得た秘密を漏らさないものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から適用する。
- 2 栃木県男女共同参画地域推進員設置要領（平成12年4月1日制定）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年３月28日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和５年４月１日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から適用する。